

(様式 1-3)

小野町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成27年7月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	小野公園内の多目的運動施設整備事業	事業番号	C-1-1
交付団体	小野町		事業実施主体	小野町	
総交付対象事業費	327,828 (千円)		全体事業費	327,828 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
<p>小野町では平成26年3月「第四次小野町振興計画（後期基本計画）」を策定し、東日本大震災、原子力発電所事故から「復興の流れをより確かなもの」とし、人口減少に歯止めをかけ、町の魅力向上や元気なまちづくりができるような施策を戦略的に構築し取り組むこととしている。本計画は町の将来像である「きらめく人と自然 あったか小野町」を実現するために、まちづくりの基本目標として5本の柱「すこやか（みんなが輝き、健やかでふれあうまちづくり）」・「はぐくみ（人を育み、豊かさが息づくまちづくり）」・「げんき（活気にあふれ、賑わいが増していくまちづくり）」・「さわやか（快適環境を創造し、ともに助け合うまちづくり）」・「あんしん（安全・安心で幸せが実感できるまちづくり）」を定めており、うち「はぐくみ」の重要施策としてスポーツ施設の充実が示されている。具体的な取り組みとして「屋根付き運動広場の整備」を掲げている。</p> <p>本町においては原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されている。また、子供たちが十分に運動する機会が減少し、体力の低下や肥満傾向の拡大が見られるなど、地域において健全に子どもが育つ環境が損なわれている状況にあり、運動施設の確保は大きな課題となっている。</p> <p>そのため、子ども自身や保護者が抱えている放射能の影響などの不安を解消し、のびのびと運動する機会を提供するため、小野公園（都市公園）内の既存のテニスコートを利用し、屋内運動施設を整備する。</p> <p>また、施設内に別途可動式の遊具を配置することで、隣接する屋外子ども広場との一体的な利用も図られ、乳幼児等を連れた子育て世代の遊び場としても活用することが期待できる。</p>					
(施設概要) ※詳細は別紙図面のとおり					
・屋内運動施設（全面人工芝） A=836㎡ 「フットサルコートやテニスコート1面分を確保」					
(事業概要)					
・実施設計業務委託 ・地質調査業務委託 ・屋内運動施設整備工事 ・工事監理業務委託					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第5の4の一）					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
第四次小野町振興計画（後期基本計画）					
Ⅱ. はぐくみ 2-4. 生涯スポーツ (3) スポーツ施設の充実					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第5の1）					

平成22年国勢調査における小野町の人口は11,202人である。

福島県現住人口調査における本町人口は原発事故以前の平成23年3月1日現在では11,141人であったのに対し、原発事故後の平成27年4月1日現在では10,322人と、この間、819人の減少となっている。

また、全国避難者情報システムに登録されている平成24年10月時点の避難者数は59人であり、平成27年5月時点では61人である。

14歳以下の子どもの数については、平成23年3月1日時点で1,374人であったのに対し、平成27年4月時点では1,236人で、10.1%にあたる138人が減少している。

地域産業において、工業では、規模縮小など経営の合理化を行う企業も見られる。農業では、町の基幹作物である葉たばこについて、作付制限等の影響により耕作人員・面積が半減している。林業では、きのこ栽培で使う原木に含まれる放射性セシウムの影響で、使用や流通を制限されており、様々な面で影響を受け、地域の産業復興の妨げとなっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

原発事故後に屋外活動の自粛・制限が実施されたことに加え、学校や幼児施設の除染作業等が実施された後であっても屋外活動に不安を持つ保護者もいることなどから、子供の運動機会が減少しているため、屋内運動施設を整備することにより、放射能の影響などの不安を解消し、のびのびと運動する機会を提供する必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

本町で実施された小学校新体力テスト種目別平均値について、平成25年度平均値を原発事故前の平成22年度平均値と比較すると、9歳（4年）男、10歳（5年）男女、11歳（6年）男、高学年で成績が低下傾向にある。

種目別に見ると、50m走、握力、長座体前屈の成績が低下した学年が多い。特に50m走、握力についてはほとんどの学年で平成22年度平均値を下回っているほか、運動域が広範囲となる小学生高学年の運動能力が震災前に戻っていない。

さらに、「平成25年度 児童・生徒の健康の様子」（小野町教育研究会養護教諭研修会資料）のとおり、肥満傾向児は、ほとんどの学年で全国平均を上回っており、特に原発事故直後の屋外での活動が控えられていた時期に小学校中・高学年だった児童生徒は、体の成長に見合う十分な運動ができなかったためか出現率が高くなっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

原発事故後、学校や幼児施設の除染作業等を行い、現在では空間放射線量率は低下し、屋外での活動について制限は無いものの、周辺の森林からの放射能の影響に対する不安から、屋外での運動が敬遠されている傾向にある。小野公園についても同様である。

既存の小野町町民体育館、小野町 B&G 海洋センターアリーナ及び小学校や中学校の体育館が屋内施設であるが、各学校は授業や部活動で使用が限られているほか、小野町町民体育館及び、小野町 B&G 海洋センターアリーナにおいては、体育館登録20団体の利用(スポーツ少年団や社会人のバレーボール、バドミントン、フットサル等)が週2回行われている状況であり、子どもが優先的に利用できる機会がない状況にある。

また、休祝日の小野町町民体育館、小野町 B&G 海洋センターアリーナの利用状況は、各種大会等により利用できる空日数が年間で延べ25日程度しかなく、利用したいときに利用できない状況である。

第四次小野町振興計画後期基本計画策定の中で、新しいまちづくり計画をつくるための、中学生アンケート調査(平成25年9月実施)では、「今後特に力を入れるべき施策について」、「スポーツや遊びの場を

充実させる」と答えた割合が44.1%、「今後、小野町がどんなまちになったらいいかについて」、「文化・スポーツ活動がさかんな町」と答えた割合が28.5%、となっていることから、子ども達からも運動施設整備に対する期待が高いことが伺える。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

小野公園は昭和58年に設置され、公園内施設として多目的グラウンドやレクリエーション広場、体育館、プール、大規模駐車場等を備え、以来多くの町民に利用されている。町民運動会や各種町内スポーツ大会の多くも当該施設を会場に実施してきた経緯もあり、当公園の認知度は高いものとなっている。

今回施設整備を行う場所については、平成25年度の定住緊急支援事業にて遊具更新事業の採択を受けた屋外子ども広場に隣接しており、当該施設との活用と相乗による利用度合いの増加が期待できる。

また、当該施設は、既存施設を整備するもので、新たな用地確保等費用や整備期間の短縮、さらには駐車場等も既存施設を活用できるなど迅速に事業実施ができ、当初の事業効果が早期に期待できる。

以上により、当公園内の既存テニスコートを活用することで、安心・安全で効果的な運動機会の確保が期待できる。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

本計画は既存の施設を利用して設置するものであり、幼児のキッズクラブ・児童のスポーツ少年団・生徒の部活動等（300人以上）の運動機会の増加につながり効果的、効率的な事業となっている。

また、小・中学校の陸上部は現在、期間限定の特設陸上部として活動しているが、屋根付き運動施設が整備されれば天候、季節に左右されることなく活動することができるほか、近隣の幼児、小学生、中学生が利用できる。（700人以上）。

その他、近隣に同様の多目的運動施設が整備されておらず、近隣住民の利用も見込まれる。

限られた敷地を効率的に活用する観点から、既存のテニスコート4面のうち、1面分を屋内運動施設として整備することで、幼児等が走り回るのに必要な面積が確保できるほか、テニスコート1面や、フットサルコート1面も確保できる。

また、施設内に別途可動式の遊具を配備することで、隣接する屋外子ども広場との一体的な利用も図られ、乳幼児等を連れた子育て世代の遊び場として利用するなど、多面的な活用が図られる。

さらに、必要に応じて施設内をネット等で仕切ることにより、運動場と子どもの遊び場としての機能を同時に確保することも可能である。

小野公園の管理は町が行っているため、当該施設についても安全点検や施設管理、運営に関する予算や人員の確保等、適切な管理が図られる。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

小野公園は、町の中心部に位置しており、国道349号線等へのアクセス道路が整備されていることや大規模な駐車場も備えていることから、家族単位での利用からスポーツ少年団などの団体での利用まで、多様な利用形態に対応可能である。

また、周辺道路には歩道が整備されており、子どもが自転車や徒歩で利用する際にも、安全確保が図られている。

さらに、磐越自動車道の小野インターが近くにあるため、広域の利用者のアクセス環境も整っており、各種大会を実施する場合にあっても活用が可能である。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

本事業において整備した施設における、運動の効果を一層向上させる取り組みとして、テニス教室の実施やフットサル大会を開催するほか、キッズ・クラブ（小野町子育て支援ボランティアサークル）と連携を取り、幼児向け運動メニューを取り入れた遊びの教室を開催する。

また、屋根付き運動施設であることから、天候により従来では中止や規模縮小せざるを得なかった行事等が開催可能となる。

○効果の検証方法

毎年行われている小学校新体力テストの結果について、原発事故前後の測定結果との比較により事業効果について検証を行う。

また、施設利用者数を原発事故前後と比較するほか、保護者及び利用者へのアンケート、子ども達へのアンケート調査等を実施し検証する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	